

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 10 日

一宮市長 中 野 正 康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置自転車等撤去台帳のとおり

2 撤去した日時

別紙放置自転車等撤去台帳のとおり

時間 : 午前8時半から午後5時15分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して6月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所 : 一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター

(連絡先〔維持課〕 : 0586-28-8638)

5 返還のための手続を受け付ける時間

午前9時から午後4時30分まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置自転車等撤去台帳

[illegible]